

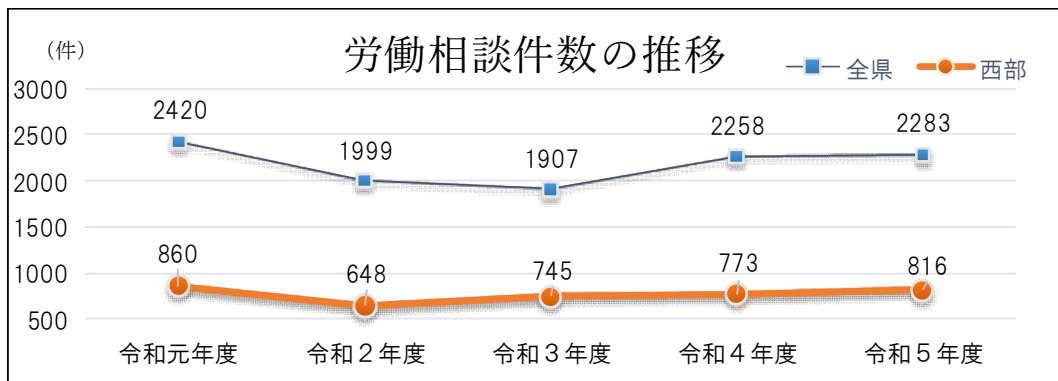
令和5年度 労働相談の概要

～パワハラを含む人間関係の相談件数が全体の2割～

1 概要

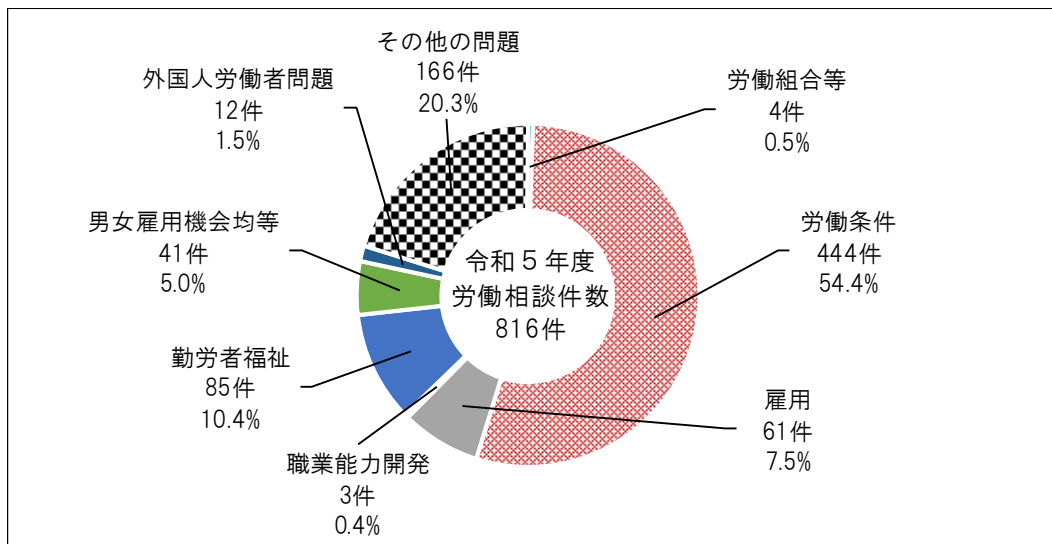
令和5年度に西部県民生活センターに寄せられた労働相談件数は816件で、前年度と比べ5.6%増加しました。

年度別に見ると、新型コロナウイルス感染症拡大の始まった令和2年度は648件と大きく減少しましたが、年々徐々に新型コロナウイルス感染症拡大前の数字に戻りつつあります。



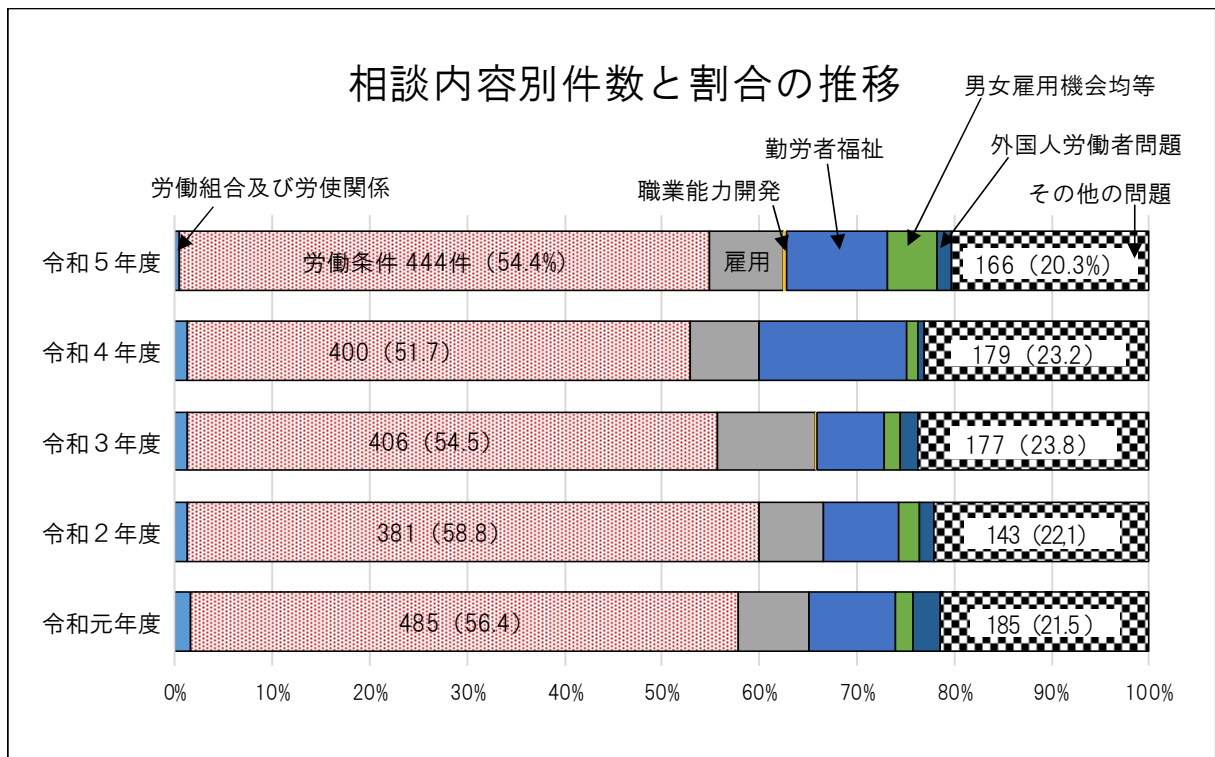
2 相談の内容

令和5年度の相談内容としては、解雇、退職勧奨、賃金などの「労働条件」に関する相談が444件（54.4%）と全体の半数以上を占めています。



3 相談の傾向

- ここ数年、パワーハラスメントを含む人間関係などの「その他の問題」が全体の2割を占めており、令和5年度では166件で20.3%です。そのうち暴言などのパワーハラスメントに関する相談件数は81件と相談全体の9.9%を占めています。



- 業種では、西部地域は製造業が多いこともあって、多い順に製造業 158 件 (19.4%)、医療・福祉業 123 件 (15.1%)、卸売・小売業 86 件 (10.5%) となっています。
- また、新型コロナウイルス感染症に関連した相談を見ると、令和2年2月から令和6年3月までは100件でした。令和2年度の49件に対し令和5年度は4件となっています。

4 相談窓口

西部県民生活センターでは、労働者、使用者の双方からの労働問題でお悩みの方に、専門の相談員が助言や法制度の説明などを行っています。

また、毎月第3水曜日に無料の弁護士相談も行っています。

月～金（祝日、12/29～1/3を除く）9：00～12：00、13：00～16：00

0120-9-39610（フリーアクセス）
サンキューロード

※ 携帯電話、IP 電話の方は、053-452-0144

今年度は、新たな取組として、袋井市内で、社会保険労務士である労働相談員による、1日出張労働相談会を予定しています。

出張労働相談会 6月18日（火）10:00～12:00、13:00～16:00

会場：サンライフ袋井 定員5人（先着順）

問合せ：053-458-7243